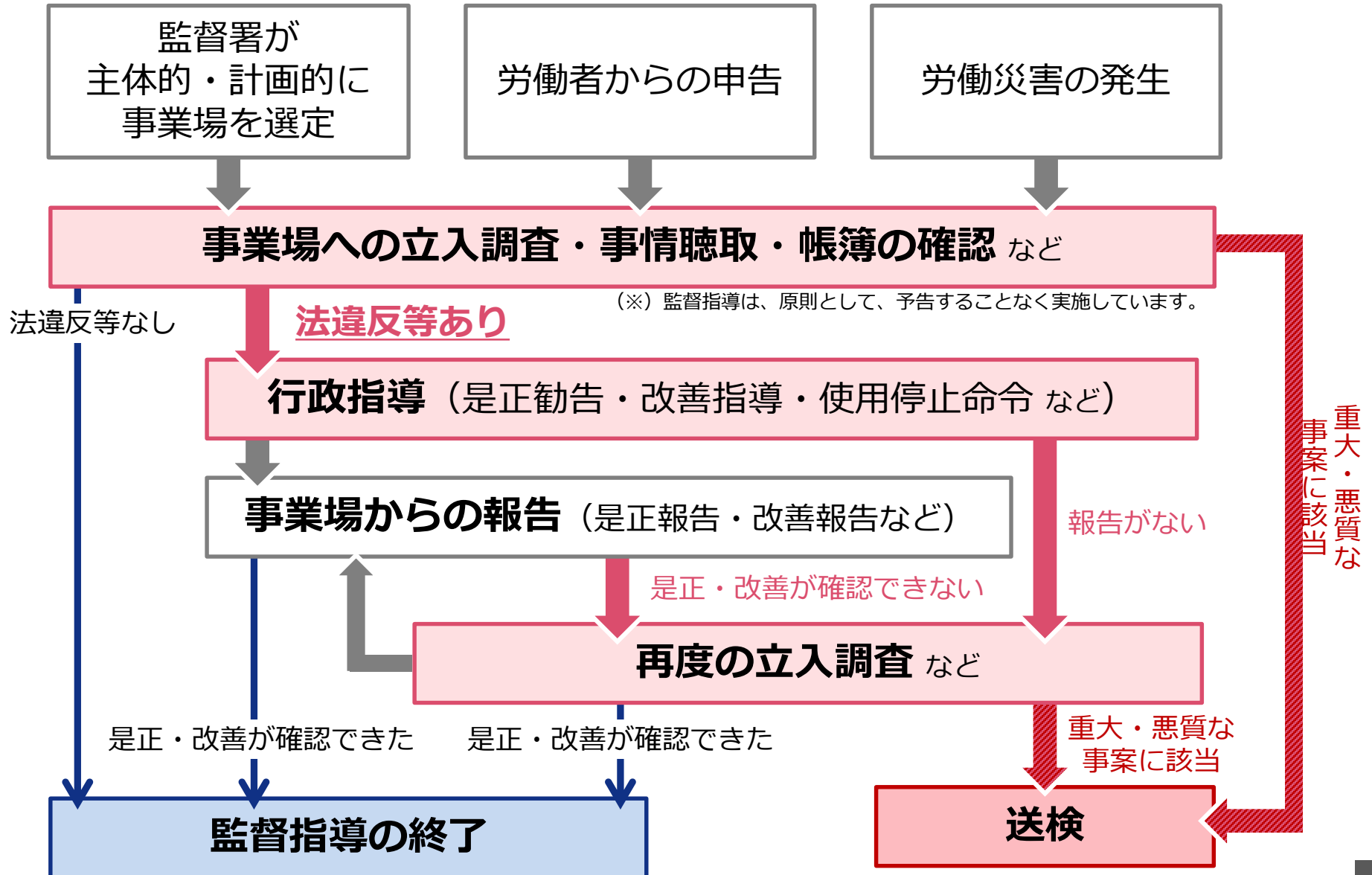


トラック事業者に対する監督指導において 多かった労働基準法等の法違反について

2024（令和6）年6月26日

福井労働局・労働基準監督署

監督指導の一般的な流れ



監督指導において多かった法違反等 | 労働時間・賃金

労働時間管理

- **労働時間を適正に把握**していない（2017（平成29）年1月20日基発0120第3号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」）
- **労働者の健康を確保するために労働時間の状況の把握**を行っていない（安全衛生法第66条の8の3）

就業規則 労使協定

- 勤務時間、賃金（〇〇手当）等の実態に合わせて、**就業規則を変更し、届け出ていない**（労働基準法第89条違反）
- **賃金控除協定なく〇〇費を、賃金から控除している**（労働基準法第24条違反）

賃金台帳

- **賃金台帳に、労働日数、総労働時間、時間外労働時間数、休日労働時間数を記入していない**（労働基準法第108条違反）

時間外労働 休日労働

- **時間外・休日労働に関する協定届（36協定）なく時間外労働を行わせている**（労働基準法第32条違反）
- **時間外・休日労働に関する協定届（36協定）で定めた延長する時間を超えて時間外労働を行わせている**（労働基準法第32条違反）

割増賃金

- **〇〇手当を割増賃金の基礎となる賃金に算入していない**（労働基準法第37条違反）
- **月平均所定労働時間数で割増賃金を計算していない**（労働基準法第37条違反）
- **固定残業代（※）を超えた分の割増賃金を計算して支払っていない**（労働基準法第37条違反）

（※）割増賃金に相当する一定額の手当（固定残業代）を支払うための必要な2要件

①労働基準法が定める計算方法を下回らないこと。

②割増賃金の部分とそれ以外の賃金部分が明確に区分されること。

監督指導において多かった法違反等 | 年次有給休暇・健康管理・改善基準告示

年次有給休暇

- 年次有給休暇を付与した時季・日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした**年次有給休暇管理簿を作成**していない（労働基準法施行規則第24条の7）
- 基準日において与えなければならない年次有給休暇が10労働日以上である労働者に対して、**基準日から1年以内に5日以上付与**していないこと。（労働基準法第39条第7項）

健康管理

- **深夜業務に常時従事する労働者（※）**について6月以内ごとに1回、定期的に、**深夜健康診断を実施**していない（安衛法第66条第1項・安衛則第45条）

（※）午後10時から翌午前5時までの間の業務に、「1週間に1回以上」または「1か月に4回以上」従事する労働者が該当します。

- **有所見者の健康診断の結果について医師の意見を聴取**していない（安全衛生法第66条の4・安全衛生法施行規則第51条の2）

改善基準告示 （旧）

- 1か月の拘束時間が、293時間（または労使協定の延長時間の限度である320時間）を超えている（改善基準告示第4条第1項第1号）
- 1日の最大拘束時間が16時間を超えている（15時間を超える回数を1週間について2回以内としていない）（改善基準告示第4条第1項第2号）
- 勤務終了後、継続8時間以上の休息を与えていない（改善基準告示第4条第1項第3号）
- 運転時間が2日を平均し1日あたり9時間を超えている（運転時間が2週間を平均し1週間あたり44時間を超えている）（改善基準告示第4条第1項第4号）
- 連続運転時間が4時間を超えている（改善基準告示第4条第1項第5号）

改善事例 | 働き方改革推進支援助成金の活用事例①

事例 1 デジタル式運行記録計の導入による事務作業の効率化

(道路貨物運送業・従業員数10人)



- 事業規模の拡大によって管理する人員や車両が増え、手作業による運行記録の事務処理が限界
- デジタル式運行記録計を導入し、日報や出勤簿の作成、労働時間管理等の事務作業の効率化をしたい

働き方改革推進支援助成金を活用してデジタル式運行記録計を導入
(助成金の成果目標として、就業規則を改定し新たな休暇制度を導入)



- **労働時間をより正確に把握**することができるようになった。
- 運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、**トラック運転手の運転日報作成時間が月に5時間程度削減、労務管理担当者の出勤簿作成時間が月に10時間程度削減**された。

改善事例 | 働き方改革推進支援助成金の活用事例②

事例 2

顧客管理システムの導入による顧客管理業務の効率化

(道路貨物運送業・従業員数33人)

- 手作業で複雑な顧客管理業務を、簡素化及び効率化したい
- 担当者の負担の軽減と作業時間の短縮を図りたい

働き方改革推進支援助成金を活用して顧客管理システムを導入
(助成金の成果目標として、就業規則を改定し新たな休暇制度を導入)

- 顧客管理作業の効率が約2.5倍にアップした。
- ミスやそれを補うための無駄な作業が削減された。
- 顧客情報管理担当者のとりまとめ作業時間が月に2.5時間程度削減された。

事例 3

労務管理用 ICカードリーダーやソフトウェアの導入による 勤怠管理・集計作業の効率化 (道路貨物運送業・従業員数62人)



- 手書きでの勤怠入力によるミスが散見され、社員の出勤状況の正確な把握が困難、集計・分析作業にも労力が必要
- 勤怠状況の「見える化」、集計作業の簡略化をして、作業効率を向上させたい



働き方改革推進支援助成金を活用して、
労務管理用のICカードリーダーやソフトウェアを導入
(助成金の成果目標として、就業規則を改定し新たな休暇制度を導入)



- 勤怠情報の記載漏れや記載ミスが無くなってリアルタイムに把握できるようになり、従業員の体調のケアが適切なタイミングで可能となった。
- 勤怠管理担当者の集計作業時間が月に2～3時間程度削減され、即座に完了するようになった。

改善事例 | ベストプラクティス企業（企業の好取組事例）

トラック事業者の取組

- 「クラウド型位置情報管理システム」を導入し、トラックの位置情報をリアルタイムに把握できるようになり、荷主に正確な到着時刻を連絡でき、手待ち時間が最小限となった。
- 「クラウド型勤怠管理システム」を導入し、タブレット端末とデジタコデータの自動取込により、労働時間が「見える化」され、違反の未然防止になった。（年間時間外労働時間数が20.2%削減、年次有給休暇取得日数4.7日→11.8日）
- 積み降ろしスペースに大屋根を設置し、雨天時の荷役時間が大幅に短縮した。（積み込み1回あたり約2時間短縮）

トラック事業者と荷主が連携した取組

- 配送オーダーのリードタイムを延長（前日午後→前々日午後）し、ドライバーや荷役作業員の待機時間が解消された。（1日あたり約3時間短縮）
- 明確な取り決めがなかった出荷注文の締切時間を設定（前日12時まで）し、倉庫での荷役作業時間や荷待ち時間が短縮した。
- バラ積み降ろし中心から、パレット配送を荷の40%まで推進し、積み降ろし時間が約84%短縮した。（手作業1回あたり2～3時間→パレット作業1回あたり20～30分）



（厚生労働省）過重労働解消キャンペーン
→ ベストプラクティス企業の事例を掲載



（厚生労働省）最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業
→生産性向上のヒント集を掲載